

# 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

## 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市学校運営協議会規則 平成18年3月16日教委規則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市学校運営協議会規則 平成18年3月16日教委規則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>